

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成29年9月21日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府南丹市園部町小桜町4 7番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都府南丹市長 佐々木 稔納 電話0771-68-0005					
主たる業種	市町村機関 細分類番号 9 8 2 1						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度～28年度の平均基準量に、平成31年度の温室効果ガス排出量を3パーセント以上削減する。						
計画を推進するための体制	副市長を委員長とする「南丹市地球温暖化対策実行計画」推進委員会の指示のもと推進部会を中心に削減計画を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,865.8 トン	7,473.0 トン	7,423.0 トン	7,373.0 トン	-16.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,578.5 トン	7,398.0 トン	7,348.0 トン	7,298.0 トン	-3.1 パーセント	
目標の根拠		第二計画期間に引き続き、3ヶ年で3%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	公共施設	事業活動に伴う排出の量 (人口/100)	27.32	23.03	22.87	22.72	-16.28 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		日常的な取組の中で、特に節電の取組を徹底的に実施し、削減の目標にする。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		15.0 パーセント	15.0 パーセント	15.0 パーセント	15.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	徹底した節電の取組。太陽光発電設備、電気自動車、ベレットストーブ等の導入。					
	(30)年度	徹底した節電の取組。太陽光発電設備、電気自動車、ベレットストーブ等の導入。					
	(31)年度	徹底した節電の取組。太陽光発電設備、電気自動車、ベレットストーブ等の導入。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自転車通勤、公共交通機関の利用などの呼びかけ					
	上記の措置を採用する理由	地域内の公共交通機関が不十分であるため、可能な限り実施するよう呼びかける。自動車の使用については、エコドライブの徹底に心がけている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	50.0 トン	50.0 トン	50.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	75.0 トン	75.0 トン	75.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内公共施設、事業所等へグリーンカーテンの苗の配布（平成21年～）。廃食用油の回収。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。